



## 行政無線情報は電話でも

防災行政無線が聞き取りにくい場合は  
☎(48)7030 で確認してください。最新の  
メッセージを聞くことができます。

今年度の受け付けは、十一月三十日(金)までになりますので、お早めに申し込みください。

○対象となる世帯  
次のいずれかに該当し、町内に住所を有して取り付けを希望する世帯とします。

南海トラフを震源域とする巨大地震が発生したとき、阿久比町では最大震度が「震度七」と想定されています。地震への備えは、各家庭で済みでしょうか。

町では、地震発生時の家具の転倒による死亡・負傷などを減らすため、対象となる家庭の家具転倒防止金具を無償で取り付けています。

## 家具転倒防止金具の 取り付けは お済みですか



# 防災への意識改革

191

安全で住みよい  
まちづくり  
ニュース

防災交通課  
☎(48)1111  
(内208)

- ① 満六十五歳以上の高齢者のみで構成される世帯
- ② 身体障害者手帳三級以上の方が属する世帯
- ③ 精神障害者保健福祉手帳三級以上の方が属する世帯
- ④ 療育手帳B判定以上の方が属する世帯
- ⑤ 母子世帯で義務教育就学中または就学以前の子供が属する世帯(ただし、義務教育終了後の子どもがいる場合には対象外です。)
- ⑥ 愛知県特定疾患医療給付を受けている方のうち、重症患者の認定を受けている方が属する世帯
- ⑦ ①～⑥に準ずる世帯で、障害者

## 防災緊急情報を携帯電話で

町民の皆さんに災害に関する情報、台風などの気象情報を迅速、的確にお知らせするために「あんしん防災ねっと」を開設しています。

### 災害時緊急メール

自分の携帯電話のメールアドレスを登録することで、町から発信する防災の緊急情報などをメールでお知らせします。

携帯電話のインターネット接続画面からアドレス (<http://www.anshin-bousai.net/agui/>) を入力して、登録画面にお進みください。

※ すべての携帯電話端末に対応しています。

バーコードリーダー機能がある携帯電話をお持ちの方は、右のQRコードをご利用ください。



登録者数 1,553人(平成24年9月1日現在)  
町ホームページ(<http://www.town.agui.lg.jp/>)からも閲覧できます。

- 手帳などの交付を受けていないが、税法上の特別障害者控除に該当する方が属する世帯
- 申し込み方法(手順)
- ① 防災交通課窓口で配布する申請書に必要事項を記入してください。印鑑が必要ですので、持参してください。閉庁日を除く十一月三十日まで受け付けます。
  - ② 取り付けを希望する家具などの下見の日程を調整するため、後日、防災交通課から電話連絡します。
  - ③ 町が委託契約した施工業者と一緒に防災交通課担当者が訪問し、家具などの下見をします。
  - ④ 施工業者と取り付け作業日時を決定します。
- ◇ ◇
- 金具の取り付け対象となるのは、居住する家屋の寝室や居間などに設置してある家具(洋服ダンス・和ダンス・食器戸棚など)です。家電や仏壇は対象外です。一世帯四点までとなり、費用は町が負担します。
- 町が指定するチェーンやL型金属金具などを使用し、壁・柱などに固定します。固定するために家具などの移動が必要な場合は、各家庭で移動をお願いします。
- 家具や書庫などの転倒防止については、「あいち防災協働社会推進協議会」のホームページ(<http://www.pref.aichi.jp/0000003405.html>)も参考にしてください。
- 地震から身を守るため、できることから始めましょう。